

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月10日（木）午後1時30分から午後2時13分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山	雅 史
会長職務代理	2番	菊 地	典 夫
委 員	1番	萱 橋	敏 男
委 員	3番	中 山	茂
委 員	4番	中 山	一 徳
委 員	7番	仲 井	一 人
委 員	8番	文 藏	雄 嗣
委 員	9番	岡 野	幸 雄
委 員	10番	榎 田	実

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山	謙 吉
委 員	飯 田	一 夫
委 員	澁 谷	正 信
委 員	文 隨	靖
委 員	中 島	一 郎
委 員	小 菅	庄 一
委 員	吉 田	義 博
委 員	山 中	正 市
委 員	瀬 川	仁
委 員	飯 泉	秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	石 塚 英 明
事務局 長補佐	大 久 保 慎 太 郎
係 長	柳 橋 真 美

4 欠席委員

委 員 5番 海老原 茂

5 傍聴者
なし

6 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ④制限除外の農地の移動届について

7 会議の概要

1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年11月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

1 議長（中山会長）

大変お忙しい中、11月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

10月17日、水戸市のフェリベールサンシャインで、「農業委員会会長会議」が行われましたので、簡単に報告いたします。

この会議は、茨城県農業会議として、令和4年度下半期の具体的な取組についての内容を確認したところです。

また、「地域計画の策定に向けた農業委員会の役割」についての説明を受けました。これまで、「人・農地プラン」の実質化を行ってきましたが、令和5年4月から令和7年3月末までに、「人・農地プラン」を法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を作成することになりました。

その中で、農業委員会は、地域での話合いに必要な目標地図の素案を作成することになります。今後、地域計画についての情報が入り次第、報告していきたいと思います。

最後になりますが、本日の総会は、議案7件と報告事項4件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日は、5番海老原委員より欠席の旨通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、7番仲井委員、8番文蔵委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移

転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は工事車両作業スペース、資材置場整備のための賃貸借となっております。

申請地は、**字** **番**の一部、地目は登記現況とも田、面積は **m²**でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は駐車場整備のための賃貸借となっております。

申請地は、**字** **番**、地目は登記畑、現況は雑種地、面積は **m²**でございます。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果をお願いしたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。

1 中山茂委員

それでは報告します。11月4日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、萱橋委員、文蔵委員、私、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、**の北西側**になります。現地はきれいに管理されておりました。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地と判断いたします。

申請理由は、3Gサービスが終了したためアンテナ設備が不要になり、アンテナ設備の解体、回収工事を行うため、申請地に鉄板100枚を敷設し、工事作業ヤードとして使用する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、令和5年1月31日までの一時転用となっております。

農振農用地区域内農地の許可基準に該当すると判断しました。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地は雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断をいたします。

申請者は、つくばみらい福岡地区土地造成事業により、現在使用している駐車場が無くなってしまったため、新しく駐車場が必要になり、申請地1筆[REDACTED]㎡を利用し、普通自動車50台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

て」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。4ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、工場建設に伴う工事進入路兼資材置場用地の賃貸借期間の延長になります。

申請地は、■■■字■■■■■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。3番中山茂委員よりお願いします。

1 中山茂委員

11月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は5ページになります。

申請地は、■■■■■■■■の北西側になります。

申請者は、令和4年5月10日付けみらい農委指令第11号をもって、農地法第5条の許可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により部品の輸入が遅延しているため、令和4年12月1日から令和5年4月30日までの期間延長を行うもので、特に問題はないと思われま。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡の小作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番文蔵委員よりお願いします。

1 文蔵委員

1 1月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は8ページになります。

申請地は[REDACTED]の北東側になります。現地はきれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約54アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆[REDACTED]㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付けする予定です。

続きまして受付番号2番、地図は9ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側になります。現地はきれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約322アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・麦・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆[REDACTED]㎡を交換により譲り受け、水稲を作付けする予定です。

続きまして受付番号3番、地図は10ページになります。

申請地は、[REDACTED]の東側になります。現地はきれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約318アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆[REDACTED]㎡を交換により譲り受け、水稲を作付けする予定です。

続きまして受付番号4番、5番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は11、12ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側、[REDACTED]の北西側になります。現地はきれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約510アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆[REDACTED]㎡、登記現況とも畑、1筆[REDACTED]㎡、合計3筆[REDACTED]㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稲・野菜を作付けする

予定です。

以上のことから、受付番号1番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたのでこれより審議いたしますが、議案第3号受付番号4番、5番は、小菅推進委員が議事参与の制限となっています。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、議案第3号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、採決いたします。議案第3号の受付番号1番から3番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号の受付番号1番から3番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号受付番号4番、5番について審議いたします。小菅推進委員の退席をお願いします。

（小菅推進委員退席）

それでは、議案第3号受付番号4番、5番について審議いたしますが、譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号4番、5番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号受付番号4番、5番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号受付番号4番、5番は原案のとおり許可することに決定いたしました。小菅推進委員の復席をお願いします。

(小菅推進委員復席)

以上審議の結果、議案第3号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員よりお願いします。

1 萱橋委員

それでは、議案第4号「非農地証明発行可否について」審査結果を報告いたします。審査実施日時及び担当は、先程の議案第1号から3号の報告と同じです。

受付番号1番、申請場所の詳細は14ページの地図をご覧ください。

■■■■の前の通りを■■■■方面に向かった道路沿いになります。

申請案件については、書類審査及び現地調査を行った結果、20年以上前の平成14年9月以前から宅地として使用されているものと判断しました。

これは、茨城県の「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」に照合し審査した結果、非農地証明を発行できる範囲に該当すると考えます。

以上報告して、各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。15ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が99筆で268,479㎡、畑が11筆で26,08

7㎡、合計110筆294,566㎡です。貸し手が34人で、借り手が21人となります。

次に更新案件ですが、田が34筆で72,385㎡、畑が19筆で22,788㎡、合計53筆95,173㎡です。貸し手が18人で、借り手が11人となります。

合計では、田が133筆で340,864㎡、畑が30筆で48,875㎡、合計163筆389,739㎡です。貸し手が52人で借り手が32人となります。

権利の設定開始は、令和4年12月1日、令和5年1月1日からとなります。

詳細につきましては、16ページから24ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上になります。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。受付番号116番は8番文蔵委員、受付番号117番から119番は9番岡野委員、受付番号120番から122番は10番榎田委員、受付番号123番は小菅推進委員、受付番号124番から146番は2番菊地職務代理人、受付番号147番から163番は私、中山が議事参与の制限となっております。したがって、7つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から115番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から115番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から115番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号116番について審議いたします。8番文蔵委員の退席をお願いします。

（文蔵委員退席）

それでは審議します。受付番号116番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号116番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号116番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文蔵委員の復席をお願いします。

(文蔵委員復席)

続いて、受付番号117番から119番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

それでは審議します。受付番号117番から119番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号117番から119番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号117番から119番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお

願います。

(岡野委員復席)

続いて、受付番号120番から122番について審議いたします。10番榎田委員の退席をお願いします。

(榎田委員退席)

それでは審議します。受付番号120番から122番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号120番から122番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号120番から122番については原案のとおり許可することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

続いて、受付番号123番について審議いたします。小菅推進委員の退席をお願いします。

(小菅推進委員退席)

それでは審議します。受付番号123番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号123番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号123番については原案のとおり許可することに決定いたしました。小菅推進委員の復席をお願いします。

(小菅推進委員復席)

続いて、受付番号124番から146番について審議いたします。2番菊地職務代理者の退席をお願いします。

(菊地職務代理者退席)

それでは審議します。受付番号124番から146番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号124番から146番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号124番から146番については原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

(菊地職務代理者復席)

続いて、受付番号147番から163番について審議いたしますが、私が議事参与の制限となっておりますので、菊地会長職務代理者に議長を交代いたします。菊地会長職務代理者よろしくお願いいたします。

(中山会長から菊地会長職務代理者に議長席を交代する)

1 議長(菊地会長職務代理者)

議案第5号の受付番号147番から163番につきましては、中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、菊地が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

(中山会長退席)

それでは、議案第5号の受付番号147番から163番につきまして審議いたします。受付番号147番から163番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので、採決いたします。議案第5号の受付番号147番から163番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第5号の受付番号147番から163番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

(中山会長復席)

中山会長が議事参与の制限となっております、受付番号147番から163番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

(菊地会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する)

1 議長 (中山会長)

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除お願いします。

続いて議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。25ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で15,507㎡、畑が2筆で1,180㎡、合計9筆16,687㎡です。貸し手が4人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年1月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。

説明は以上です。

1 議長 (中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除お願いします。

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を説明します。27ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で15,507㎡、畑が2筆で1,180㎡、合計9筆16,687㎡です。貸し手が4人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和5年1月1日からとなります。

詳細につきましては、28ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上になります。

1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第7号の受付番号3番から9番は、10番榎田委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番、2番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号1番、2番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号3番から9番について審議いたします。10番榎田委員の退席をお

願います。

(榎田委員退席)

それでは審議します。受付番号3番から9番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号3番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号3番から9番については原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

以上審議の結果、議案第7号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項4件について、一括して事務局より報告願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は29ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件で、申請理由はモデルハウス建築のためとなっております。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は30、31ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件、みらい平地区が2件、福岡地区が1件、小絹地区が1件になります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が2件、工事用駐車場整備のための賃貸借が2件、駐車場整備のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は32ページから39ページをご覧ください。

今回の合意解約は35件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが17件、耕作者変更のためのものが5件、中間管理事業に変更するためのものが12件、農地法第3条申請のためのものが1件となっております。

続きまして、報告事項④「制限除外の農地の移動届について」をご報告いたします。議案書は40ページになります。

今回の移動届は1件でございます。申請理由は、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これをもちまして、11月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年11月10日

つくばみらい市農業委員会

議長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩